

令和6年第3回定例会
斑鳩町議会会議録

令和6年9月6日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(11名)

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	宮崎 和彦
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 欠席議員(1名)

7番 嶋田 善行

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 福田 善行 係 長 吉川 也子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西 卷 昭 男
総 務 課 長	松岡 洋右	安全安心課長	曾 谷 博 一
住民生活部長	栗本 公生	住民生活部次長	北 典 子
福 祉 課 長	中原 潤	都市建設部長	上 田 俊 雄
上下水道課長	岡村 智生	会計管理者	安 藤 晴 康
教 育 次 長	本庄 徳光		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

- 1, 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

なお、嶋田議員から、欠席の通告を受けています。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に引き続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、1番、溝部議員の一般質問をお受けします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

斑鳩町の防災についてお伺いします。8月8日に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、この地震の発生に伴って、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が、平常時に比べて相対的に高まっていると考えられたことから、南海トラフ地震臨時情報が発表されました。

この発令により、住民一人ひとりの防災への意識は高まっているのは間違いないと思うのですが、さらに防災への意識を高めること、それと同時に自分自身も含め防災スキル、実際に役立つ行動や技術を上げていかないといけないなと感じています。災害が起こったときには精神的に不安定な状態が予想されます。少しでも落ち着いて、住民一人ひとりが行動できるよう、改めて斑鳩町の防災の取組みについて順にお伺いします。

ひとつ目として、地域防災計画には「職員がそれぞれの責務に基づき、平常時から図上訓練、実践的訓練を習熟する」とありますが、どのような訓練をされているのか、1番、職員の皆様の防災スキル、2番の今後についても併せてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） おはようございます。職員の防災訓練等の実施についてのご質問です。

防災体制の強化と併せて、災害時における適正な判断力、防災活動を的確に遂行できるように、職員への防災教育の充実に努めているところでございます。

斑鳩町では、これまでに阪神淡路大震災をはじめ、東日本大震災、紀伊半島大水害、鳥取県中部地震、そして能登半島地震などへの被災地支援として、一般事務職や保健師、水道事業職員を派遣してきました。

これら派遣職員は、避難所の運営や罹災証明の発行、建物被害認定調査、上水道の復旧、保健医療の支援などの業務に携わり、被災地の現状を目の当たりにした中で、体験を通して気づき、知識、知恵を積み重ねています。これら派遣職員は現地で経験したことを本町に持ち帰ることにより、本町の防災対策、職員の意識向上に努めているところでございます。

加えまして、平常時における訓練として、その一例を申し上げますと、新規職員を対象とした土のう作成訓練を実施するとともに、避難所担当職員を対象とした避難所開設訓練、図上訓練を実施し、即時に現場対応を担える体制づくりに努めています。

また、組織動員訓練として、本年7月27日土曜日に、巨大地震が発生したとの想定で、防災情報メールを活用した情報の伝達、連絡、非常招集についての訓練を実施し、勤務時間外における職員の動員、配備の確認を行ったところです。

さらには、町全体の地域防災力の向上と、さらなる職員の能力向上を図ることを目的に、地域防災に係る全般的な知識習得のため、町職員の防災士資格の取得を進めており、令和5年度に斑鳩町職員の資格取得等に係る助成金交付規程を改正し、当該資格取得に対する費用を助成しております。令和5年度は1名、今年度も町職員が防災士資格を取得するため、奈良県が開催する防災士養成講座の受講を計画しております。

今後も引き続き、関係機関とも連携を図り、平常時から町職員の防災教育等に努めるとともに、併せて避難所で活用する資機材等の整備にも努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 能登半島にも6回、合計77日ですかね、職員さんを派遣していただいて、実際の現場で活動していただき、見て感じて活動されたことや、ご紹介いただいた平時の訓練を今後の活動にも引き続き生かしてくださるようお願いいたします。また、図上訓練とともに、さらに実践的な訓練も引き続き職員さんの防災スキルを磨いていただけたらありがたいと思っています。

続いて二つ目の質問ですが、災害対応される職員の食料、トイレ、宿泊施設の確保についてはどのようにお考えでしょうか。

今現在は庁舎への備蓄をしているもの、水防倉庫にあるものを除いてですけれども、アルファ米10食、消毒、マスクしかないと認識していますがいかがでしょうか。

こちらも1番、2番の質問と併せて、現状と今後の方針についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 災害対策活動に当たる職員の食料等の確保についてのご質問です。

大規模な地震災害の発生時は斑鳩町も被災し、人員や資機材、情報等の点において様々な制約を伴う状況下となることが想定されております。

このような状況下において、災害対策活動に当たる町職員の福利厚生については、斑鳩町地域防災計画において、宿泊及び仮眠施設等の確保として、宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努めているところでございます。

また、食料等の調達には、協定事業者等から調達する計画としております。

今後、災害対策活動に当たる町職員を対象とした、食料、飲料水及び生活必需品について、災害対応が円滑に行われるよう、その備蓄を計画的に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。もし今、この議会のこの瞬間に大災害が起こり、断水するようなことがあってトイレも使えないとなっても、職員さんは今すぐ活動を始めないといけないですから、庁舎にももう少し備蓄をしておくほうがいいかなと思っています。

どれくらい備蓄するかは今後、検討いただけるとは思うんですけども、トイレは携帯トイレとか簡易トイレのようなすぐ使えるものであったり、食料とかはアルファ米10食ではちょっと足りないのかなと思いますので、住民さんの命優先という思いのことからとは思っているんですけども、住民の命を守るために災害対応しないといけない職員さんの体制を整えるためにも必要なことだと思いますので、これらは備蓄をお願いしておきます。

宿泊施設の確保については、次の質問でまた再度、お伺いしたいと思っております。

続きまして、3番目の質問に移ります。避難者の収容人数なんですけれども、斑鳩町民約2万8千人全員が一斉に避難することはちょっと考えにくいなんですけれども、収容可能人数をお伺いしたいと思っております。

また、指定避難所以外にも民間宿泊施設と協定を結んでいく考えはないのか、こちらまた1番、2番併せてお伺いしたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 避難所の収容規模等についてのご質問です。

奈良県が公表している第2次奈良県地震被害想定調査報告書では、8つの内陸型地震と5パターンの海溝型地震が想定されています。

斑鳩町で被害が最大となる地震は、生駒断層帯を震源とする内陸型地震で、避難者数は9,243人と想定されています。本町の地震に伴う指定緊急避難場所及び指定避難所は、令和6年7月1日時点で21か所を指定しており、その想定収容可能人員は合計2万644人となっています。

また、福祉避難所として、生活介護事業所あゆみの家、特別養護老人ホーム・ケアハウス第二慈母園と協定を締結しています。さらには、車中避難ができる緊急時避難協力施設としてイオンいかるが店、ジョーシン斑鳩店と協定を締結し、駐車場を使用できるようになっています。なお、これらの避難所は町広報紙やハザードマップなどによる住民への周知に努めているところでございます。

このように民間施設のご協力を得ながら、指定避難所以外の避難収容施設の確保に努めてるところですが、現在、進めている斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業の事業者である株式会社呉竹荘と、災害時における宿泊施設への避難に係る協定についても協議を行っているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 現在の斑鳩町の避難所の想定収容可能人員は、合計2万644人ということなんですけれども、これはパーティションなどで仕切ったり、ベッドなんかを設置すると、実際は変わってくると思うんです。そういったことを踏まえると、民間宿泊施設への受け入れの可能性というのをさらに広げていっていただきたいと思っています。

この民間宿泊施設については、避難者はもちろん、先ほど二つ目の質問に取り上げた、災害対応をされる職員さんの宿泊施設の確保や、休息所としても活用できるのかと思いますので、呉竹荘さんと協議してくださっているとのことでありありがたいことですので、斑鳩町内に宿泊施設はほかにもあると思いますので、協力していただける宿泊施設を増やし、さらに広げていっていただきたいと思いますので、こちらご検討をお願いいたします。

続きまして、四つ目として、感染症に罹患されている方の避難についてお伺いします。基本、福祉避難所に避難されることだと思いますけれども、コロナ禍ではかなりいろいろシミュレーションしていただいたかと思いますが、今現在どのようになっているのか教えてください。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 感染症罹患者の避難についてのご質問です。

感染症に罹患されている人の避難については、大雨や台風接近時等に避難する際にはあらかじめ安全安心課に連絡した上で、町の案内に従って指定された避難施設に避難することとしております。

また、指定避難所における感染症対策としては、斑鳩町地域防災計画及び避難所運営マニュアルにおいて、避難所における衛生環境の確保、十分な換気、手洗い、せきエチケット等の基本的な対策の周知などその徹底を図るとともに、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めることとしております。

なお、これら避難所の運営等につきましては、法隆寺防災訓練において奈良県防災士会のご協力の下、コロナ禍での避難所開設運営訓練などを実施したところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。先ほどおっしゃっていただきましたが、豪雨災害などの場合は、どれぐらいの水害があるか予想できるケースがあるので、先日のようにあらかじめ避難所を開設したりとか、住民も行政も早めに準備できることがあると思うんですけれども、大地震などの災害では、緊急に近くの避難所に避難されるケースもあるかと思っておりますので、そういった場合、感染症に罹患されている方がそこらどのように移動していただくか、また、感染症に罹患していなくても避難所が満員になって入れないという場合、ご自身で違う避難所に移動できる場合はいいのですけれども、例えば、けがをされていたりとか道路が悪いケースもあるでしょうから、そういったケースもどういうふうに対応していくのか、いろいろと想定していただけたらありがたいと思います。

次に、5番目の質問ですが、斑鳩町の自主防災組織の現状についてお伺いたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 自主防災組織の現状についてのご質問です。

現在、斑鳩町では、本年1月1日の能登半島地震の発生を受け、住民の皆さんから自主防災組織の設立に関する相談も多くあったことから、出前講座などで積極的に自主防災組織の必要性についてご説明し、組織づくりとその活動について呼びかけてまいりました。

この取組みにより、本町の自主防災組織は、令和5年度末で30団体であったものが、自主防災組織設立の機運が高まり、新たに7団体が設立され、現在37団体が活動されておられます。

町内の自主防災組織の連携として、令和5年7月に自主防災組織相互の連携強化や地域防災力の向上を目的に、有志メンバーによる斑鳩町自主防災連絡会が設立されました。いざというときに協力・連携して災害対策活動ができるよう、ふだんから関係者同士の絆を深めるとともに、自主防災組織の活動の充実化、その組織の立上げの支援などに取り組んでいただいているところでございます。

また、本年5月には近隣自治会同士の災害対応力向上を目的に、龍田第三地区において、龍田第三地区自主防災組織連絡会が設立されたところです。今後も引き続き、この機運の高まりが継続できるよう、積極的に自主防災組織の必要性について呼びかけてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。これはもう本当に感謝しかありません。非常に精力的に取り組んでいただいて本当にありがたい限りです。もし団体さんで活動などに温度差があるようでしたら、お声を聞いていただいて、さらなるサポートが必要であるようであればこちらはお願いしておきます。

次に、最後の質問ですけれども、斑鳩町の防災については様々な活動を通じて、町民の防災の意識を高めていってくださっていることは本当によく伝わっています。

ただ、情報というものは何でもそうですけれども、受け取る側の意識でずいぶんと伝わり方が薄くなったり濃くなったりすると思うんです。いいか悪いか分かりませんが、今回の南海トラフ地震臨時情報が出たことで、災害が身近に迫ってくるという危機感によって、住民の防災情報を受け取る意識がすごく濃くなっているというふうに思います。

そこで、タイムリーだからこそその防災の意識向上を図るため、さらなる周知活動や住民参加型防災訓練についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 防災意識向上等についてのご質問です。

今年に限っても、令和6年1月1日の能登半島地震をはじめ、8月8日の日向灘を震源とする地震に伴う南海トラフ地震臨時情報の発表、台風10号の襲来など、全国各地でこれらによる大規模な災害が発生しています。

そうした中であって、斑鳩町では住民一人ひとりが災害について関心を持ち、自らの命は自ら守るため、平常時から災害に対する備えの心がけ、災害発生時の対応等の防災知識の普及啓発に努めているところでございます。

7月21日には、令和6年度自主防災連絡会総会において、奈良地方気象台南海トラフ地震対策官の森裕輝氏をお招きし、有事の際、防災リーダーとして活動される防災士の皆さんが南海トラフ地震についての研修を実施されたところでございます。

また、本町では住民の防災意識の高揚を図るため、令和5年度から地区別防災訓練を実施しております。令和5年度は、斑鳩東小学校を会場に約800人の皆さんにご参加をいただきました。今年度は11月10日、日曜日に斑鳩西小学校を会場に訓練の実施を計画しており、楽しく防災を学べるイベントを通じて防災意識の向上、地域の自助・共助を推進し、地域防災力の向上を図るため、関係機関のご協力を得ながら開催します。

さらに12月には、法隆寺と法隆寺近隣の自治会、自主防災組織のご参加の下、奈良県防災士会のご協力を得て、シェイクアウトをはじめとした防災訓練を行う予定としております。

今後も引き続き、連携体制の強化、住民の防災意識の向上を目的として、関係機関と連携を図りながら様々な訓練などを実施し、平常時から災害に対する備えの心がけ、災害発生時の対応等の防災知識の普及啓発に努めてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） いろいろと開催していただき、ありがとうございます。

最後に私からの要望は、冒頭申しましたように、意識を高めるプラス防災スキルが高い住民を一人でも多くつくっていくということです。

例えば、学校とかで防災訓練など、いろいろとしていただいていると思うんですけども、避難所の運営ゲーム、自分が避難所を運営するようなシミュレーションゲームとか、子どもの頃から触れていると、おのずとそういったスキルが高い住民ができてきやすいと思いますし、これはちょっとすでに取り組んでいたら申し訳ありません。そういうことを学校で取り入れていただいたりとか、今のタイミングでさらなる周知活動、次回の広報とかチラシとかで改めて啓発してもらおうとか、防災意識向上のイベント的な防災訓練も、もちろん引き続きしていただきたいんですけども、さらに実践的で住民一人ひとりの防災スキルが上がっていくような訓練も、充実の検討をお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中川靖広君） 以上で、1番、溝部議員の一般質問は終わりました。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

三つのことについての質問ですが、まず1番目に取り上げましたのは、補聴器購入費補助の充実をということで挙げさせていただきました。

現在までの補助実績について、まずはお伺いいたします。斑鳩町が奈良県で初めて補聴器購入助成制度を導入したとき、県下の自治体が少なからずざわめいたのを覚えております。隣の三郷町はすぐさま同様の助成を実現されました。全国では補助額の違いや運用面での相違はあるものの、住民からのこの補助についての喜びの声は沸き起こっております。

斑鳩町では、予算面では希望者増加に補正予算で応じるなど、住民サイドに立った運用がなされています。窓口での対応も分かりやすいとの声も聞かれています。

まず、実績についてお答えください。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 高齢者の補聴器購入助成制度の現在までの実績についてのご質問でございます。

本事業は令和4年4月から開始し、令和4年度の助成件数は12件で、助成額は23万4,700円でございます。令和5年度につきましては、助成件数は10件で助成額は20万円でございます。令和6年度、今年度におきましては8月末時点で交付決定を行った件数は13件で、交付決定額26万円となっております。そのうち購入後の手続きが完了し、支払い処理も終了した件数は9件で、助成金額は18万円となっております。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。住民の方にも浸透ってきて、申請をされる方が、だいたい同じぐらいの人数は申し出ているということが分かりましたが、高齢の方がご自身で申請に該当するかどうかの判断は難しいと思われれます。また、聞こえにくい状況が進行するのが早いなどで、そういったことから申請に至らない例もあると聞いております。

補助の申請に必要な経費の自己負担についてお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 高齢者の補聴器購入助成の申請に必要な経費の自己負担についてのご質問でございます。

助成の申請に伴って医師が作成をしました、斑鳩町高齢者補聴器購入費助成金交付意見書を求めているところでございますが、受診・検査に伴う費用及び意見書作成にかかる費用は自己負担となっております。

これについては、身体障害者手帳を取得する際も、受診・検査に伴う費用及び意見書作成にかかる費用は全て自己負担となっていることから、同様の取扱いとさせていただいているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。身体障害者の手帳の申請と同じく、意見書の作成のできる医師というのは特定のお医者さんでなければなりませんけれども、受診であるとかまた検査、それから文書料というものは病院により違いがあると思われまます。補聴器はかなり高額なものもあり、購入費に自己負担分も加算すれば申請者の負担も大きなものとなってまいります。そのために受診に至らない、そういう方もおいでと聞いております。

現在の補助の対象となる聴力レベルの緩和についてお伺いいたします。先ほどのこの自己負担のことについて回答をお願いいたします。

すみません。先ほどの回答の中にありましたので進ませさせていただきます。

現在の補助対象となるのが、決められた障害手帳に該当しないまでの方についての補助でございますけれども、そのことについてお伺いします。

他の病気と同じく、早期発見や早期治療が肝要でございます。早期の補聴器の装着が聴力の低下を緩やかにし、認知症の進行も穏やかになるとの報告もでございます。そういったことから、家族や友人との会話だけでなく災害時に情報を得るためにも補聴器の果たす割合は計り知れないものでございます。

今回、質問に挙げさせていただいたのは、検査を受けたら45デシベルであった、この基準値の50デシベル以上というところに少し足りなかったということですが、会話はできるけれども人混みや車の通るところなどでは聞こえても聞き取れないとか、また内容が分かりにくい、そういった等のばらつきがあり困っていると聞いたのが発端でございます。

現在の補聴器の対象となる聴力レベルの緩和について、町はどのようにお考えかお聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 助成対象となる聴力レベルについてのご質問でございます。

現在、助成の対象となりますのは日常生活における会話を行うことが困難な中等度の聴覚レベルとしており、これにつきましては障害者手帳を取得したくても、その聴力レベルに達していない方を対象としているところでございます。

この聴力レベルにつきましては、軽度・中等度難聴児の補聴器購入助成制度における聴力レベル表において、40デシベルを普通の会話が可能で軽度難聴、中等度難聴を50デシベルからとされていることから、これを参考にし設定をしたところでございます。

また、制度を始めるにあたりまして、先進地における聴力レベルも参考にしており、現時点において新たに助成を始めた県内市町村においても同様の聴力レベルとされているところでございます。

繰り返しになりますが、この制度の対象は身体障害者手帳を取得する聴力レベルに届かない中等度難聴レベルの方を設定しておりますので、現在のところ聴力レベルの緩和については考えていないところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 現在のところは考えていないというところでありましてというお答えでございますけれども、先ほども最初に申しあげましたように、斑鳩町は県下で一番にこれを取り入れた、そういった例もあります。どうぞ他に先駆けての制度の再充実をぜひ実現していただきたく私からの要望とさせていただきます。この件についての質問は終わらせていただきます。

次に、二つ目の質問をさせていただきます。町職員の時間外勤務及び休暇取得状況に改善が必要ではないかという質問でございます。

コロナ禍の対応が変化し、ほぼ従前の勤務状態に戻ったと思われまます。超過勤務や休暇の取得の変化についてお尋ねいたします。

先の6月議会でも、私は町職員の勤務が過剰になっていないか心配していると申しあげました。新型コロナウイルスが5類に移行されましたが、収束とは言えない状況が続いています。生活全般にわたって長期間、抑制されていた様々なことが復活しています。しかし、各地での地震や豪雨での災害に加え、猛暑、停滞する台風、南海トラフ地震臨時情報の心配もございました。また国政選挙も予定されております。

日常業務に加え、もろもろの業務に携わることが重なり、十分に休養ができていない

のではないのでしょうか。超過勤務の増加や年時給休暇の取得ができにくい状況になってはいませんか、お答えをお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 町職員の時間外勤務と休暇取得の状況についてのご質問です。

職員の時間外勤務の状況と、年次有給休暇の取得状況について、新型コロナウイルスによる感染症が5類に移行した令和5年度と前年度の令和4年度の実績で申し上げます。

初めに、時間外勤務の状況は、職員一人当たりのひと月の平均時間数として令和4年度は17.5時間、令和5年度は14.7時間となっています。

また、年次有給休暇の取得状況は、職員一人当たりの平均取得日数として、令和4年は7.9日、令和5年は10.6日となっています。令和4年度においては、コロナ禍の状況において、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種業務や、生活応援券の発行、各種給付金の給付事務など特例的な業務が多く、時間外勤務が多くなっておりました。令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止していたイベントの再開等はあるものの、実施内容の見直しやイベントの統廃合等の検討なども行っており、著しい勤務環境の悪化が見られる状況にはないものと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ご回答ありがとうございます。時間外勤務が一人当たり1か月平均で令和4年度は17.5時間、令和5年度は14.7時間との回答をいただきました。約1か月に2日間多く勤務しているというふうに換算されるのではないのでしょうか。

また、時間外勤務は所属部署により差があるとも聞いております。この平均以上の時間外勤務をされている方も多数おられることだと思われれます。

有給休暇の取得については、平均して令和4年度は7.9日、令和5年度は10.6日との回答をいただきましたが、有給休暇はこの取得については労働者に与えられた当然の権利でございます。採用から一定期間後には年間20日取得でき、前年に取得しなかった分も翌年に限り取得することができます。

回答には「著しい勤務環境の悪化が見られる状況にはないものと考えています」とありましたけれども、有給休暇を完全に取得するのを、いつから縮小することが当たり前のようになってきたのでしょうか。災害に関連しての勤務等はどのように扱われるのかを、次にお尋ねいたします。

災害時には、曜日や時間にかかわらず対応が必要でございます。また、長時間にわたるなど交代シフトも組まなければなりません。時間外勤務分の休みは取れるようになっ

ていますか、お答えをお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 災害に関連しての勤務等の取扱いについてのご質問です。

災害に関連しての勤務については、気象情報の発令等による参集、火災発生連絡による参集、地震災害警戒態勢設置による参集などがございます。

こうした災害等対応のための勤務については、週休日であった場合には、その勤務時間において半日または1日の週休日の振替、時間外勤務手当の支給を行っているところでございます。

また、通常の勤務日で正規の勤務時間を超えることとなった場合には、時間外勤務手当または管理職員特別勤務手当を支給しております。

職員にあっては通常の業務に加えての対応となり、職員の心身への負担が大きくなることから、適宜、休息を取るよう促すとともに、必要に応じて休暇を取得させるなどの配慮を行い、職員の負担が過大なものにならないよう対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 私のいとは実は熊本市の職員でございました。熊本の大地震では自宅は倒壊を免れましたが、家屋内は割れた食器などが散乱するありさまでございました。しかし、自宅には手をかけることなく、市内の復旧作業にあたりました。大きな災害時には、職員であっても勤務できないことも想定されます。時間外勤務手当の支給は当然ですけれども、お答えにありました心身の負担が過大にならないように対応されることの重要性を重視していただきたいと思います。

次に、年間の正職員、その他職員の採用職員数、退職職員数についてお聞きいたします。教師、医師、介護職、またバス・タクシー・トラック運転手などの不足が全国で大きな問題となっています。近隣の事業所で職員の退職が続き、募集しても応募がないなどのため、労働環境が著しく悪化し、業務の縮小や現職の過労と事故が続く様子を聞きました。

自治体の業務も日々進化し、事務の効率化も進んでいます。しかし、町職員には町民に対して温かい血の通った対応が求められるのでございます。職員の採用退職について、推移をお聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 職員数の推移についてのご質問です。

令和5年度中の状況で申し上げますと、職員の退職は正職員では9人、暫定再任用職員では3人の合計12人となっています。

また、職員の採用は、令和5年度実施の職員採用試験による合格者は10人でしたが、その後、内定の辞退があり採用人数は6人となっております。この結果、令和6年4月1日現在の職員数は195人で、前年の令和5年4月1日と比較して6人の減となっているところでございます。

こうした中、令和6年度においては、10月1日採用の職員採用試験を初めて実施したほか、令和7年4月1日採用の職員採用試験においては一般事務職で5人程度、及び障害者雇用区分で1人、保健師で1人、保育士・幼稚園教諭で1人、考古学技師で1人の採用を計画しているところでございます。

今後も適正な組織規模を確保できるよう、退職予定者数なども勘案しながら継続的に職員の採用を行うとともに、事務の効率化と働き方改革に取り組み、職員の勤務環境の向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。年度当初だけではなく、10月採用の実施などをされておいでで評価できると思います。

しかし、内定を辞退するなどのため、予定が定まらないとの事態もあり、職員の負担軽減には課題を残すこととなっております。私は夢のようなことを言っているのではありません。時間外勤務や年次有給休暇の取得を充実・改善するためには、目標の正規職員数を割ることなく、さらに増加することを要望したいと思っています。

先ほど触れましたが、1日の8時間は働き、8時間は睡眠を取り、そしてあとの8時間は自分で決めた自由に使うこと、これを保障される、そういったことによって豊かな人生とともに質の高い仕事が自信を持ってできるのではないのでしょうか。

そういったことで職員さんの勤務だけでなく、その日一日その人の人生に対して、しっかりとした対応をしていただきたく要望をいたしまして、このことについての質問は終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

三つ目の質問をさせていただきます。クーリングシェルターについての質問でございます。熱中症警戒アラートは、発令されたときにはかなり危険度が高い状況にある、そういったことから発生までにも十分に警戒が必要であるといわれています。猛暑はこれまで避暑地といわれたところにも気温観測の更新をもたらしています。

クーリングシェルターの設置のお知らせを広報等で読まれた方から、お尋ねやご意見

が寄せられました。熱中症警戒アラートが全国で毎日のように発令されました。クーリングシェルターの利用状況はいかがですか、ご回答ください。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） クーリングシェルターは熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため町が指定した施設で、熱中症特別警戒アラートが発表されたときに一般に開放し、暑さをしのぐ場所になります。

奈良県では、これまで熱中症特別警戒アラートの発表はなく、クーリングシェルターの開設は行っておりません。なお、本町では令和6年5月1日に斑鳩町役場、中央公民館、東公民館、西公民館、東老人憩の家、西老人憩の家、総合保健福祉会館の7か所を、7月1日には、法隆寺郵便局、竜田郵便局、斑鳩興留郵便局の3か所にもご協力いただき、合計10か所をクーリングシェルターに指定し、約140人の方にご利用いただけるようになっております。

本年は非常に暑さの厳しい日が続いていることから、クーリングシェルターに指定している施設に来られた方が、用件を済まされた後もしばらく涼んでいかれることが例年よりも多い状況と聞いております。

また、利用者に対して涼んでいかれるよう積極的に声かけを行っていただいている施設もございます。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。広報でお知らせしたクーリングシェルターの利用受け入れ者数が、東公民館では2人となっていたのを見た住民の方から、「なぜ二人しか駄目なの」との問合せが私にもありました。私がそれにすぐ答えられるわけじゃないんですけども、公民館に行ってどういうことなのかということ具体的を聞きましたところ、玄関に設置されている椅子が2人用しかないためとの回答でございましたが、その公民館、そのときに使用していない部屋があれば、そこを開放するなど対応しますと柔軟な対応を説明をしてくださいました。

住民への周知はなかなか難しいと考えております。町内の商業施設も自主的に設置されています。椅子等の設置と水分補給ができるなど、店舗によりますが利用者もでございます。町ではその情報を把握していらっしゃるでしょうか、お聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 町内では暑さをしのぐために、利用者だけでなく一般の方にも、休憩する場所や水分補給するための給茶機などを開放されている薬局等がある

ことは把握しております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 町設置の公共施設に商業施設も含めて、利用者に目が届き、急なときにははすぐに対応できるなどが安心できることでございます。民間の協力には感謝したいと思っております。

クーリングシェルターへ行くこと自体が、暑い中を移動しなければならないことであり、利用を諦めるとの声も聞かれます。設置について住民の声、要望を受け止め充実が必要ではないでしょうか。

クーリングシェルターの設置場所や開所曜日や時間など、またバスの時間なども利便性はよくないとの意見もございました。地球規模での温暖化の急速のおそれもあります。クーリングシェルター等への町の見解をお聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 熱中症警戒アラートが発表される日数は昨年度に比べ今年度多くなっており、奈良県に熱中症特別警戒アラートがいつ発表されてもおかしくない気候となっております。こういった状況から、気候変動適応法にクーリングシェルターが規定され、本町においても指定を行い、広報紙やホームページに掲載し周知しておりますが、まだその存在を知らないという声も聞いているところでございます。

そこで、クーリングシェルターの認知度を高めるとともに、熱中症警戒アラート等のメール配信サービスの利用の啓発を行ってまいります。

また、特に暑さに対する感覚機能や身体の調節機能が低下している高齢者に対しては、水分補給の仕方や日常の過ごし方などを、地域での健康教育や介護予防事業の中で説明し、引き続き、熱中症予防対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、クーリングシェルターの来期以降の指定につきましては、協力いただける施設等があれば広く求めていきたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。利用の啓発や健康教室などの取組みは有効であると私も思います。

宮城県の塩釜市での取組みの記事を目にいたしました。市に電話で尋ねたところ、75歳以上の方を訪問をして、直接、熱中症対策のパンフレットを届け説明したようでございます。配布された方、このパンフレットを届けに回った方は、「内容がいいパンフレットだったので、コピーをして入用な人にも差し上げました」と、その記事の中では

語っておられました。

地域での声をかける取組みや、つながりの記事には心温まるものがございました。余談ですけれども、これが配布されたときは大変暑かったということも加えられておりました。

熱中症といういつ起こるか分からなくて、また特に高齢の方に対しては命を危ぶまれる、そういったことにもつながりかねません。丁寧に対応をしていただきますようお願いを申しあげまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

10時20分まで休憩します。

（ 午前 9時56分 休憩 ）

（ 午前10時20分 再開 ）

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に、5番、伴議員の一般質問をお受けします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 議長のお許しをいただきましたので、これから一般質問を始めさせていただきます。

今回のテーマは上水道の地震等の災害対策についてです。

やはりこの質問するに当たり、今年初めの正月ですか、1月1日の能登半島沖でずっとどないになっていくんやろと、大変なことが起こったなと思う中で、やはり水道の復旧が非常にポイントになったん違うかなと。それによってご商売されていても店が開けない。また普通のご家庭の方も、それでどうしようもないと。もう住んでいけないというぐらいの話が出ていたと思います。

そのときはやはり大きな管、町に入ってくるまでの管が、ちょっとそこでまた水が通らなくなったと、そういうようには聞いております。

また、この8月のお盆のときに、南海トラフの巨大地震注意が発表され、身近な問題として当町にも言わばそういうことが起こり得るということで、今回、質問させていただきます。

その中でまず初めに、町水道の耐震化、これはニュースでよく耐震化率、耐震化率とそのときは言われていたと。当町はどないになってるのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 上水道管の耐震化の状況でございますが、耐震化を示す指標として基幹管路の耐震適合率がございます。斑鳩町では口径150ミリ以上の管路を基幹管路として算定しており、令和3年度末のデータで、全国平均41.2%に対し、本町は43.9%となっているところでございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今お聞きしますと、全国平均よりは多少、耐震化率が進んでいると。やはり気になるのは、今後、県の一体化、水道の一体化というのが奈良県で進められているという中で、うちの町としては今後、整備がどのようになっていくんやろというのがひとつ気になるところなので、そのあたり、今後の斑鳩町の耐震化率、特に県との関係でどういう話になっているのかをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 水道事業では、令和7年度から県域一体化による事業統合を進めているところでございます。

その中で、国交付金及び県の財政支援を活用しつつ、水需要に応じた水道施設の老朽化対策を計画的に推進することとされており、本町を含めた企業団全体の基幹管路の耐震適合率は30年後には81%となる見込みとなっております。

また、経年施設更新計画として、本町では主に40年以上経過した塩化ビニル管の更新整備費として、10年間で毎年2億1千万円の予算が確保されることとなっております。他事業との関連等優先順位を考慮しながら、老朽管更新に合わせて耐震化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今、大きな金額、たしか委員会でもそのような説明があったかなと思って今ちょっと回答を聞かせていただきましてんけど、やはりこれ、毎年2億円からのやつを確保してもらっているということで、今後、随時、耐震化。

ただやはりこれ、ずっと最初の質問からずっと見ますと、150ミリ以上と。実際だからよく説明とかだと20ミリとか25ミリとか15ミリとか、結構、細い管といいますか、そのあたりの話がよく出てるのに、これ150以上だと。実際のところこれ、そこだけがなっても、実際のところ、この耐震化率という数字というのはよく考えていかないと、これだけが上がったからといって実質それによって断水が。ひとつの指針にはなるけど、やはりそれ以外の部分というのもこれあるなと思いながら今聞かせていただきました。

細い管も含めそのあたりどンドン。また屋内のほうは私らのいわゆる範囲内のやつはそういうことをしていかなあかんのかなというように、今聞かせていただきました。

その次の質問で、これはもしの話ですが、全世帯が断水と、大きな災害が起こると。全世帯が断水、斑鳩町内になった場合、どれぐらい水ってもつんやろと。よくこれ聞かれるんですね、住民さんから。

もしこれ大きなこと、特にこないだも能登のがあった関係だと思えますけど、そないなるときに、どれぐらい斑鳩町というのはもつのかと。それによって、不安に思われてると思うんです。ちょっとそのあたりもお聞きできますか。よろしくお願いします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 地震時において、水道水の備蓄についての質問でございます。

一般的に、災害発生から3日間で生命維持に必要な水量は一人当たり1日3リットルとされております。また、4日から7日目は簡単な炊事等に必要な最低給水量は3リットルから20リットルとされております。それ以降は復旧状況に合わせ、約1か月間で通常の水準になると考えられております。

町内には三井浄水場、第一浄水場、北部配水池の3か所の配水池があり、約1万3千トンの容量がありますので、大規模な地震時には緊急遮断弁が作動し、配水池に水をためることが可能となります。

配水池容量の約70%に当たる9,100トンの水を確保できるものと想定をいたしますので、住民数約2万8千人として、災害発生から3日までは1日84トン、4日以降は1人20リットルとして1日560トン必要となり、災害発生から約18日間分の水が確保できるものと試算いたしております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 正直言って私が思ったよりよく、18日間の分があると。3日、4日くらいがいっぱい違うやろうかと思っておったんですが、これはもう正直言って安心。それだけの量を使って、皆、節水をすればということにはなるんだろうと思うんですけど、基本的にはそれだけの水は確保されると。正直言ってその水がどのように断水のとときに運ばれるのか、そのあたりも非常に難しい部分というのはあると思います。

その中で、やはりできるだけその避難所のところで水が出ればいいのになと、タンクですね。三井浄水場、第一浄水場、北部配水池ですか、3か所おっしゃられてますけど、前も部長にちょっとお話ししたことがあるように、運動場、避難所小学校であればとか

中学校であれば、運動場の下にそんなタンクを埋めることができへんやろかと。

なんかちょっと生駒市さんのほうはそういうこともやられているような話も聞いております。そういうことも今後、検討していただければ。非常に費用のかかることなのでなかなか難しい部分はあると思うんですけど、やはり身近なところに水がないと、せっかく水があっても、そこまでの。何かで、車で運んでいただくとか、そういうことになってくると、なかなか皆さんに行き渡ったり、また行列してその水を確保する、皆並んでしないしなければいけない。やはりひねって出るというのは非常にありがたいものですので、今後そういうことを考えていただければと思います。

次に、私これ、飲料水には使えないから、生活に必要な生活雑水と。生活雑水という表現をしましたが、やはり飲めない水というのが分かりやすいようにこんな表現をしたんですが、生活用水がどう確保されるのか、これはまた飲み水と違ってどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 災害時の飲料水ではない生活用水確保についてのご質問でございます。

議員からもご指摘のとおり、災害時における生活用水の確保は、非常に重要な課題であることを認識いたしております。

令和6年能登半島地震においても、水道施設が被災し、断水が長期にわたったことから、避難所生活における生活用水が確保できず、非常に困られたことが報道で取り上げられておりました。

このことから浄水場の廃止に伴い、撤去予定でありました取水井戸を災害時の生活用水の井戸として施設を残し、災害時に利用できるよう改築を進めております。

また、旧集落の民家に残る既存井戸の利用につきましても、その水質やくみ上げ方法、湧水量などの課題について、先進地事例の調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 昨日も同僚議員から井戸水の話もありましたが、やはりひとつのポイントとしては井戸水の活用というのはあると思うんですが、これも私自身、斑鳩町には溜池が非常に多いんじゃないかなと。これはやはり非常に難しい、農業関係とか水利組合といいますか、そういう関係はあると思うんですが、そのあたりもうまく利用できることを今後、協議して考えていただければというように、私自身ちょっとこれ

提案させていただきたいと思います。

次に、今までいろいろな災害対策の大まかに見た水道事業、今まで、そしてこれから。そのあたりの対策というのを、もう一度これ整理したいと思いますので、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 現在の地震等の災害対策についてでございます。

給水対策といたしましては、給水用のトラックと給水タンク2基保有しており、災害関連物資として給水パックや1トンの仮設水槽を備蓄いたしております。

また、日本水道協会を通じて、他府県及び他市町村と相互応援できる協定を締結し、給水車やトラックの派遣、給水支援を受けることといたしております。

耐震化の対策につきましては、老朽管の更新に合わせて耐震管への改築を進めているところでございます。

次に、今後の対策につきましては、令和7年度に県域一体化による事業統合となった場合におきましては、地震等災害の発生に備え、存続する浄水場間の緊急連絡管の整備が進められ、本町に関わる浄水場では、御所浄水場と桜井浄水場の2系統間の水が融通できることとなります。

また、各浄水場の施設で使用する非常用発電機の更新など、バックアップ機能も確保される計画であり、広域的な連携により災害時の給水確保に向けて取り組まれるものと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今のお答えで、やはりこれ、当町は御所のほうの水と桜井のほうの水、両方が2系統で入ってくる。これはありがたいですな。正直言って、能登のときでも来るまでのやつで、もし何かあったとき、また非常に、自分のところの町が何ぼ整備しても難しい。そこまで来ないわけですから。それが2系統来てたら、片方がもし何かがあったときにも、片方が生きる。これは非常に安心な話だと思いますので、これは非常にいい話だなという気がしてます。

今後の対策も、県との協議というのをきっちりとやっていただいて、やはり安心して、災害でも何が起こるか分かりませんが、できるだけそれを備えていっていただきたいと。生命の根本は水ですので、そのあたりよろしくお願いします。

最後に、町長のほうにちょっとお聞きしたいんですけど、この町水道の大地震に対する今後とこれからの対策のうち、この町の考え方について最後、お願いします。

○議長（中川靖広君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 伴議員が言われますように、災害における生活用品の確保というのは大変重要なものでございます。先ほども部長のほうからも答弁させていただきましたように、生活水の確保というような形で、今、一部浄水場を廃止した中でですね。井戸は廃止しております。

その中で、一部そのひとつの井戸が設備の更新というのを以前した井戸がございます。それはまだ施設がかなり新しいものでございますので、まだまだこれから使えるということで、この災害等にも利用できるよということ今、確保しております。

今年度、その井戸を一部改修しまして、給水タンク等にも給水できるというような設備を今年度、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、民家の井戸の利用ということもでございます。この民家の井戸の利用につきましても、やはり一番気になるのが水質、それと湧水量がどれだけ湧いてくるかということでございます。一般家庭で置かれているその井戸につきましても、やはりその家の家庭用水、その家を賄うだけの量という形での湧き水であると思います。昔、以前よく井戸の井戸替えということで、井戸の掃除等もやっておりましたけども、ただその水を替えるのにバケツで替えていけば井戸の水がなくなるというような形の湧き水の量でございます。というような量をどの程度利用できるのか、というようないろいろなことをこれからも検討していかなければならないと思いますので、その一般家庭の井戸もどういう形で利用するか、またいろいろ検討していきたいというふうに思います。

それと水道の本管の耐震の関係もでございます。県のほうも毎年2億円程度の金額等をこっちに当てがってくれますので、そういうのを利用しながら、まだ未改修のところ等も順次、進めていけたらというふうに考えるところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今、町長に話を聞かせていただいて、非常にその中で、今までの町施設の井戸水、一応、農業用というのは以前から聞いてたのですが、それを災害時にも使えるような、今、検討していると、これは非常に安心な話だと思います。

せっかくの施設をそういう形で今後も生かしていくと、これは非常に心強いと思いますし、また、私が先ほど提案した溜池、このあたりは非常に、私の、もうこれは私の思いですけど、町長あたりはその辺が非常に明るいものを持っておられると私は思っておりますので、そのあたりもまた検討していただければと思います。

以上で、いろいろな形で災害時の水道について質問させていただきました。

なかなかこれからの部分もあり、今までいろいろな形でやっていただいたものもあると思いますが、安心して住民が暮らせるようにひとつよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

次に、13番、奥村議員の一般質問をお受けします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

最初に、带状疱疹ワクチン接種費用助成についてでございます。带状疱疹ワクチンの接種費用の助成についてお伺いをいたします。

加齢やストレスなどで免疫力が低下した際に、皮膚や神経に炎症を起こす带状疱疹は、幼少期にかかった水ぼうそうのウイルスが再活性化をし、50歳以降に激しい痛みを伴って発症いたします。50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するとのことでございます。

私も带状疱疹に罹患し、赤い水泡の出来た患部の痛みで悩まされました。带状疱疹にかかれた方の約2割の方が痛みが3か月以上続く、带状疱疹の合併症である带状疱疹後神経痛PHNになるといわれております。

この带状疱疹後神経痛になりますと、焼けるような、また締めつけるような、また軽い接触だけでも痛む、アロディニアといわれる痛みが混在をしまして、睡眠や日常生活に支障をきたすこともあります。

ペインクリニックに通院をされている患者さんで、住民の方からとにかく带状疱疹後の後遺症の神経痛が痛いし、ペインクリニックにかかるその受診料がとてつもなく高く、本当に経済的にも負担になっていると、このようにお話を伺いました。

带状疱疹の発症及び合併症等の重篤化を予防するためには、带状疱疹ワクチンの接種が必要となります。国内で使用されている带状疱疹ワクチンは1回接種の生ワクチンと2回接種の不活化ワクチンの2種類がございます。接種から1年後の発症予防率は4割から9割で、神経痛などの合併症による重症化も防ぐ、その効果が確認をされております。

現在は任意接種のため、生ワクチンは約1万円、不活化ワクチンは約4万円の接種費用が生じます。厚生労働省の専門家委員会は6月の20日、高齢者を対象とする带状疱

疹ワクチンについて、科学的に定期接種化が妥当と判断したと聞き及んでおります。

带状疱疹ワクチン接種の助成について、住民の方からも多くのご要望をいただいております。私も令和6年度の予算編成に対しても予算要望してまいりました。近年、50歳以上の人に接種費用を補助している自治体が増えております。

そこでお聞きいたします。带状疱疹ワクチン接種について、公費の負担や定期接種化について国の動向、带状疱疹ワクチン接種費用助成についての町としてのお考えを伺いたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 带状疱疹ワクチンについては、現在、厚生科学審議会において、ワクチンの有効性や費用対効果評価の結果を踏まえ、带状疱疹ワクチンを定期接種化に用いるワクチンとする方向で、使用ワクチンや接種対象年齢等について議論されています。

带状疱疹ワクチンは、带状疱疹や带状疱疹後神経痛などの合併症による重症化予防を目的に定期接種化が検討されていることから、対象年齢については罹患率がピークとなる70歳頃に十分なワクチン効果が発揮できるようタイミングを設定する必要があり、高齢者を対象としたインフルエンザなどのワクチンを参考にすると、65歳がひとつの区切りになるのではないかとといった意見も出ております。

また、使用ワクチンについては、現在、国内で薬事承認されている性質の異なる生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。いずれのワクチンも有効性は確認されていますが、その持続期間は不活化ワクチンでは10年程度、生ワクチンでは5年程度となっていることから、持続期間を考慮して対象年齢が検討されているところです。

費用対効果では、50歳から80歳までの年齢に接種する場合、年齢により生ワクチン及び不活化ワクチンのいずれか一方は、効果が良好であるとの分析結果を踏まえ、両方のワクチンを選択して使用するようすべきであるといった意見も出ています。

しかし、定期接種の使用ワクチンとして、異なる2種類のワクチンが混在することは誤接種を起こしやすくなることから、医療従事者等と被接種者への情報提供が重要とされているところです。これらの議論を踏まえ、ワクチンの定期接種化の検討が進められているところです。

町といたしましては、引き続き、国の動向に注視しながら接種費用の助成について慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。国の助成対象年齢が65歳以上である場合は、50歳以上で発症率が急速に上がることから、町独自で50歳以上の助成も検討していただき、できる範囲の中で最大限の助成を実施していただきたい、このように要望させていただきます。

国の定期接種化と同時に斑鳩町でも速やかに実施ができますよう、接種体制の早期整備を図っていただきますよう、よろしく願いをいたします。

二つ目の質問でございます。二つ目の質問はAEDの充実についてでございます。

9月9日は救急の日でございます。9月号の広報いかるがにはページを開けたところから、西和消防署東分署の皆さんの顔写真が掲載をされ、AEDの役割や使い方について特集が組まれております。

私も平成27年9月議会、令和4年9月議会においてAEDについて質問をさせていただいております。今回は、命を守るAEDの充実、三角巾の配備、AED配置マップの作成、周知等についてお伺いをさせていただきます。

最初に、救命率の向上のため、現在、町内に設置されているAEDの台数についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） AED設置台数についてのご質問です。

初めに、斑鳩町が所管するAED設置台数は33台となっています。

次に、町以外が所管するAEDの設置台数は、斑鳩町オープンデータでは法隆寺国際高等学校、斑鳩黎明保育園、法隆寺幼稚園に設置されております。

また、日本救急医療財団の全国AEDマップでは、医療機関や企業等に20台設置されているところです。以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。公共施設や学校施設にも設置をされ、職場や防災訓練などで使用方法の講習会を受ける機会もあるAEDでございます。

実際、斑鳩町ではAEDの取扱いが初めての職員さんを中心に、7月5日、救命講習会を開催、27名の職員さんが参加、奈良県広域消防組合西和消防署東分署員からAEDの使用方法や心肺蘇生の講習を受け、その場に居合わせた人が迅速で正しい救命措置を行うことが傷病者の命を救うことを身をもって学ばれました。講習会を実施いただいたことは非常に大事なことと思います。今後とも、講習会、そういう訓練の継続をお願いをいたします。

それでは、実際に斑鳩町内でAEDを活用し、心肺再開した事例はありますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） AEDの使用についてのご質問です

斑鳩町が所管するAEDの使用状況について、令和3年度から令和6年8月末までの間で申し上げますと、令和3年度に中央体育館で1回、令和4年度にふれあい交流センターいきいきの里で2回の使用がございました。

なお、町が所管するAED以外の使用状況は把握していないところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。京都大学の研究グループが全国の学校の校内で心停止になった子どもについて、救急隊が到着する前にAEDのパッドが装着されたかどうかを調べたところ、小・中学校では男女にそれほど差はありませんでしたが、高校生になると、男子生徒に比べ女子生徒のAEDパッド装着率が30%近く低かったということが明らかになりました。

研究グループでは、女子高校生の場合、近くにいた人たちが素肌を出すことに一定の抵抗があったのではないかと、このように分析をされております。

AEDによる電気ショックが1分遅れるごとに、救命率は10%ずつ低下するといわれております。女性にもためらわずAEDを使っていただけるように、救命率の向上につなげるため、AED内に三角巾を配備をし、三角巾の説明書を同封していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 三角巾の設置についてのご質問です。

先行自治体におきましては、女性のプライバシー等の配慮を目的して、AED内に三角巾の設置を進めている自治体もございます。

三角巾の設置は女性への配慮だけではなく、止血など三角巾による応急手当にも活用することができるものと考えます。そうしたことから、今年度、斑鳩町所管のAED内に、三角巾とその取扱いの設置について進めてまいりたいと考えています。

また、本町以外の民間事業者が店舗等に設置されているAEDにつきましても、その啓発に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。どうかよろしくお願いをいたします。

町内のAED設置マップに関しましても、町のホームページや町広報紙に掲載をし、広く住民の皆様にも周知していただきたいと思いますが、これもいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） AED設置場所の情報周知についてのご質問です。

斑鳩町所管のAED設置場所については、町広報紙、各家庭に配布している防災ハザードマップに掲載するとともに、町のオープンデータとして設置場所等を町ホームページで公開しています。

さらには、一般財団法人日本救急医療財団のホームページにおいて、全国のAED設置情報が分かる全国AEDマップが掲載されています。スマートフォンやタブレット等で「全国AEDマップ」と検索すれば、スマートフォン等の位置情報を読み取り、直近のAEDの設置説明、設置場所などが検索できるようになっております

ただ、AEDを設置されているもののコンビニエンスストア等の店舗等では、全国AEDマップに登録されていない場合も見受けられます。今後も引き続き、拡充事業者に全国AEDマップへの登録についての促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。AED設置場所に関しましては、住民の皆様から「町が所管しているAEDは土曜日、日曜日等お休みのときは施設が閉まっています使えない。コンビニに設置してあることが、設置マップや広報紙に掲載していただいて、日曜でも祭日でもいざというときにAEDが使えるということが分かっていると安心です」と、このようにお声をたくさんの方からいただいております。いつでも使えるAEDの設置、広報をよろしくお願いをいたします。

最後の質問でございます。屋外で働く職員さんの暑さ対策、熱中症予防に空調ベストを導入することについて質問をさせていただきます。

8月は毎日のように熱中症警戒アラートが発表されました。9月に入りましたが、屋外を少し歩いただけでも汗が噴き出てくる暑さです。今までの経験で、これほどまでの暑さは経験したことがありません。明らかに地球全体の温暖化が進んでいることが身をもって分かるようになってまいりました。このすさまじい暑さの中で、屋外で働く職員の皆さんの身体的負担は相当、厳しいものがあると感じます。町職員で、屋外で働く方の職種はどのようなものがありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 職員の屋外業務についてのご質問です。

職員で、気温が高い季節であっても屋外で勤務する必要がある業務は、例えば、不燃ごみ及び有害ごみの収集業務、最終処分場における積込み業務、道路・交通安全施設の応急補修対応、工事発注に伴う現場管理や立会い、有害鳥獣駆除に係る活動、開発等の現場検査、町道・学校等公共施設の草刈り業務、保育園における送迎時間の車両整理などがあげられます。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。では、屋外で働く職員さんが熱中症になった、そういう事例はありますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 職員が屋外業務におきまして、熱中症になった事例についてのご質問です。

これまでに、夏季のイベントにおいてスタッフとして勤務した職員や、屋外施設の清掃作業に従事した職員に頭痛、倦怠感、吐き気などといった熱中症が疑われる症状が見られた事例がございます。幸いにも休息、静養すること等により、症状が改善され大事には至らなかったところでございます。

こうしたことから、熱中症警戒アラート等の情報が発表されている場合などの酷暑日におきましては、野外でのイベント開催や作業の実施を控えることや、長時間の勤務が発生する場合は、交代制勤務とするなどの対策を講じながら、引き続き、安全に業務ができるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 最後に、その野外で働く職員さんを酷暑から守る空調ベストを導入をしていただきたいと、このように要望させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 空調ベスト導入についてのご質問です。

気温が高い季節に、屋外業務に従事する職員等に対する熱中症対策としては、熱中症リスクに関する情報等によるイベントや業務の実施の可否の判断、作業時間の短縮、交代要員の確保などの対策を講じるほか、業務に従事する職員には小まめな水分補給、定期的な休息などの基本的な対策を促すこととしております。

ただ、屋内での業務の中には廃棄物の収集や水道、道路等の管理など、公共インフラの維持のため、厳しい条件であっても停止することが難しい業務もございます。

こうした場合には、ご提案の空調ベストや、バッテリーで稼働する小型ファンを内蔵した作業服は、苛酷な暑さを和らげることができるため、有効な熱中症対策のひとつとなり得ると考えており、すでに導入している課もございます。

今後も気温が高い季節に屋外業務に従事する職員に対して、基本的な熱中症対策を促すとともに、使用頻度などを勘案しながら、小型ファン内蔵作業着などの貸与が可能な環境を整えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。来年度からごみの収集体制も戸別に移行した場合に、収集に当たる職員さんの運動量は格段に増え、酷暑の中で体への負担が重くのしかかると思われます。屋外で働く職員の皆さんが働きやすい安全・安心の環境を整えていただけますよう、よろしく願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定しておりました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

9日は、午前9時から決算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時57分 散会）